## 各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

教科書採択に係る採択結果等の公表について(通知)

このことについては、平成26年度の法令改正により、採択権者である市町村教育委員会は 採択結果等を公表するよう努めることとされ、各市町村教育委員会におかれましては公表に 努めていただいているところです。

教科書採択の結果等について、特に小学校及び中学校を設置する各市町村教育委員会においては、地域住民への説明責任を果たすために、積極的な公表が求められていることから、 今後の教科書採択の結果等の公表に関しては、今年度の採択結果も含め、次の事項に留意の 上、進めてくださいますようお願いいたします。

記

## 1 公表の考え方

### (1) 公表を行う者

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第15条の規定により、採択地区協議会事務局であるか否かに関わらず、全ての市町村教育委員会が採択結果等の公表に努めることとされていることから、当該規定の趣旨に基づき、公表に努めること。

# (2) 公表すべき事項

. = 12 12 10 21				
	採択地区	市町村教育委員会		   根拠法令( <b>※</b> 1)
	協議会	(共同採択)	(単独採択)	依拠法力(本)
採択結果(教科書の種類)		0	0	無償措置法第15条
採択理由		0	0	"
教育委員会の会議議事録(※2)		0	0	地教行法第14条
協議会の決定結果	0	$\triangle$		
協議会の決定理由		$\triangle$		
協議会の会議議事録(※3)	0	0		無償措置法第15条
協議会委員名		$\triangle$		
調査委員会委員名	0	$\triangle$		
調査研究資料		0	0	無償措置法第15条

- ◎:法令で公表が努力義務とされている事項
- ○:道教委の「教科用図書の採択基準」で公表に努めるよう示している事項
- △:上記のほか、公表することが望ましい事項
- (※1) 「無償措置法」:義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 「地教行法」:地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (※2) 平成26年4月25日付け教義第143号通知「教育委員会の会議の議事録の公表については、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべき」
- (※3) 平成26年10月7日付け教義第1053号通知「採択地区協議会の会議の議事録の公表については、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべき」

<参考>採択結果等の公表に関する関係法令(抜粋)

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号) (採択した教科用図書の種類等の公表)
- 第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。) の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年二月十四日文部省令第二号) (教科用図書を採択したときに公表すべき事項)
- 第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
  - 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したと きは、その議事録
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号) (会議)

#### 第十四条

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を 作成し、これを公表するよう努めなければならない。

# (3) 公表の方法

公表とは、「ホームページや広報誌等への掲載、市町村の情報コーナーや教育委員会 の一定の場所への備え付け等、常時、自由に閲覧が可能な状態」を指すものであり、情 報公開条例等の開示請求に基づき開示することや、閲覧希望者(申出者)に対してのみ 開示することは、公表とは言えないので、留意すること。

また、採択地区事務局である市町村教育委員会がホームページにより公表している場合は、例えば当該ホームページへリンクを貼る等の方法により公表することも考えられるが、この場合は採択地区を構成する市町村教育委員会内で調整を図ること。

### 2 関係通知

- (1) 平成24年11月8日付け教義第1071号「教科書採択の改善について」
- (2) 平成26年4月25日付け教義第143号「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について」
- (3) 平成26年10月7日付け教義第1053号「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布・施行について」
- (4) 平成26年11月28日付け教義第1347号「平成27年度における教科書採択に係る留意事項 について」
- (5) 平成27年4月16日付け教義第109号「平成28年度使用教科書の採択について」
- (6) 平成27年5月14日付け教義第257号「平成28年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに平成28年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」

義務教育グループ 福 井 電話 011-231-4111 内線 35-780

e-mail fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp